

オフショア (OFF) シリーズ競技細則

2009年4月1日改正

2008年4月1日制定

000 総則

001 競技細則

- 1 この競技細則は、モーターボート国内競技規則（以下「競技規則」という）に基づき、オフショアシリーズについて定める。
- 2 この競技細則は、競技規則で定める一般規定を補うものとする。

100 適用クラス

101 国内オフショアシリーズ

(単位：CID/cc)

| | インボード | | アウトボード (環境対応型を含む 2サイクル) | | |
|------|--|-----------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------|
| | ガソリン | ディーゼル | ガソリン | | |
| スーパー | 2基以上 | 2基以上 | 4基以上 | | |
| | 1,500/23,034を超える | 2,000/32,774を超える | 800/13,104を超える | | |
| オープン | 2基以上 | 2基以上 | 4基まで | | |
| | 910/14,912を超え (502+SC1×2) (540NA×2) 1,500/23,034まで | 1,500/24,580を超え 2,000/32,774まで | 600/9,828を超え 800/13,104まで | | |
| OFF1 | 1基 (502+SC1) | 2基以上 (454×2) | 1基 | 2基以上 | 3基まで |
| | 502/8,226を超え 750/12,290まで | 700/11,471を超え 910/14,912まで | 720/11,798を超え 1,000/16,387まで | 1,000/16,387を超え 1,500/24,580まで | 400/6,552を超え 600/9,828まで |
| OFF2 | 1基 (502NA) | 2基以上 (350×2) | 1基 | 2基以上 | 基数制限なし |
| | 384/6,292を超え 502/8,226まで | 384/6,292を超え 700/11,471まで | 553/9,062を超え 720/11,798まで | 768/12,585を超え 1,000/16,387まで | 256/4,195を超え 400/6,555まで |

| | | | | |
|-------|---------------------------|-------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| OFF 3 | 基数制限なし | 1基 | 2基 | 基数制限なし |
| | 336/5, 506を超え384/6, 292まで | 484/7, 931を超え 553/9, 062まで | 672/11, 012を超え 768/12, 585まで | 226/3, 703を超え 256/4, 195まで |
| OFF 4 | 基数制限なし | 基数制限なし | | 基数制限なし |
| | 200/3, 277を超え336/5, 506まで | 550/9, 012を超え672/11, 012まで | | 183/3, 000を超え 226/3, 703まで |

※ アウトボードに関し、4サイクルエンジン及び過給機付エンジンは、1.4倍とする

※ 燃料供給方式（EFI、キャブレター）は自由とする。

200 競技方法

201 競技方法

競技は耐久レースとし、スタート方法はローリングスタートとする。

300 スペック（仕様）

301 艇体

艇体は次の通りとする。

1 形状は、自由とする。

2 長さは、次の通りとする。

OFF スーパー 40ft (12. 19m) 以上

OFF オープン 35ft (10. 66m) 以上50ft (15. 24m) 以下

OFF 1 30ft (9. 14m) 以上35ft (10. 66m) 以下

OFF 2 24ft (7. 62m) 以上35ft (10. 66m) 以下

OFF 3 23ft (7. 01m) 以上35ft (10. 66m) 以下

OFF 4 21ft (6. 40m) 以上35ft (10. 66m) 以下

3 ハイドロフォイルの取り付けは禁止する。

4 ウイングを装着した場合は、次の通りとする。

(1) ウイングの巾は、次の通りとする。

①モノハル艇の場合は、ハルの巾の1.5倍以内とする。

②カタマラン艇の場合は、ハルの巾以内とする。

(2) ウイングは、選手の位置より後方に設置しなければならない。

(3) ウイングが脱落した場合は、失格とする。

- 5 インボードエンジンは、コックピットから離れた隔室に設置されていなければならない。
- 6 エンジンルームは、適切な換気がされていなければならない。
- 7 消火器及び消火スイッチを選手がすぐ操作できる位置に、備え付けなければならない。

302 キャノピー装備艇

- 1 キャノピーを装備した場合は、次の通りとする。
 - (1) コックピットとエンジンルームとの間に隔壁を設けなければならない。
 - (2) 選手毎にヘッドレストを設置しなければならない。
 - (3) フルキャノピーは、選手の真上に開口部を設け、開口部の周囲2cm以上を蛍光オレンジ色で塗らなければならない。なお、開口部の大きさは、サイドバイサイドでお互いの選手が接近している場合は、0.55m×0.825m以上とし、その他の場合は各選手宛0.55m×0.55m以上とする。
 - (4) ヘルメットは、通常の着座姿勢の状態から出てはならない。
 - (5) ステアリングホイールを取り外さずに、選手が脱出できなければならない。
 - (6) エンジンルームは、適切な換気がされていなければならない。
 - (7) 艇体のバウを50cm以上蛍光オレンジ色で塗らなければならない。ただし、艇体が同色の場合は、バウのオレンジ色の箇所と艇体との間を15cm以上を白色で塗らなければならない。
 - (8) バウの接水外板上に、高さ25cm以上の大きさでレース時の乗艇人数を黒色で明記しなければならない。
 - (9) 両者の手が届く位置に点火回路と燃料供給ポンプを遮断できるスイッチ、またはボタンを設置しなければならない。
 - (10) バックミラーを取付けなければならない。
 - (11) キャノピーにウインドウォッシャーを装備しなければならない。
 - (12) シートベルトを装備しなければならない。
 - ①5本または6本のハーネスで構成されていること。
 - ②ハーネスは、十分な強度を有する材質で、適切に止められていること。
 - ③腰ハーネス及び肩ハーネスの中は50mm以上であること。
 - ④開放装置は、レバー又はカムロック式のワンタッチ動作でなければならない。

303 キャンピアー未装備艇

1 キャンピアーを装備していない艇は、次の通りとする。

(1) シートベルトを装着してはならない。

(2) ウィンドシールドまたはウォーターデフレクター、及びハイバックシートを取り付けなければならない。

① ウィンドシールドは、確実に艇体に固定され、金属フレーム及び木部の露出した縁は、ゴム等の柔らかい材料で覆われていなければならない。

② ガラス製のウィンドシールドは認めない。

③ ウィンドシールドは、選手が投げ出された時、危害を与えないようなものでなければならない。

④ ウォーターデフレクターは、選手を水流から保護するのに十分な強度をもつ素材で設計、製作されていなければならない。

⑤ ウォーターデフレクターは、選手が投げ出されても危険が生じないもので、かつ十分な強度をもっていなければならない。

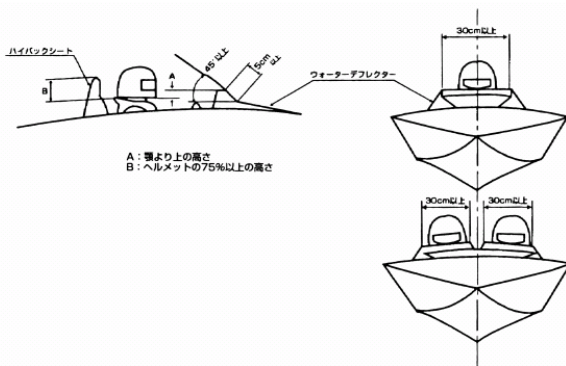
⑥ ウォーターデフレクターの上部先端から最低5cmは、水平線から少なくとも45度の角度で立ち上がっており、水平面で測って最低30cmの幅をもたせなければならない。

⑦ ウォーターデフレクターは、最も背の高い選手が普通の操縦姿勢で着座した時、その選手の顎の位置までの高さがなければならない。

⑧ ハイバックシートの頂部は、選手が普通の操縦姿勢で着座した時、その選手のヘルメットの高さの75%までカバーしなければならない。

(3) セーフティスイッチ

独立したセーフティスイッチのケーブルを各選手の体に付けていなければならない。なお、予備スイッチケーブルを艇内に備えておかななければならない。



304 機関

機関は、次の通りとする。

- 1 形式は、自由とする。
- 2 排気量は、次の通りとする。（巻頭参照）
ただし4サイクルエンジン及び過給機付エンジンは1.4倍とする。
- 3 2個以上の操舵システムを使用するときは、外部駆動装置を固定するタイ・バー（連結棒）、または他の装置を備えなければならない。

305 燃料

- 1 ガソリン・エンジン用の燃料は、次の通りとする。
 - (1) 市販されている自動車用または航空用とする。
 - (2) 燃料に2サイクルエンジン用潤滑油を加えてもよい。
- 2 ディーゼル・エンジン用の燃料は、道路走行用、産業用、コマーシャル用、プレジャーボート用で市販のものとする。
- 3 燃料またはエア・インテークから、機関の出力を増加させる添加剤を加えてはならない。

400 JA1の使用権

401 JA1使用権の対象

1 使用権の対象は、次の通りとする。

(1) 対象レース

その年の4月から12月に実施されるオフショアシリーズ（スーパーを除く）のレースで、その年の2月末日迄にレースカレンダーに登録されたものを対象とする。ただし、オフショアシリーズの全クラス（スーパーを除く）が実施されないレースは、対象としないものとする。

(2) 対象者

オフショアシリーズ戦に参加した者とする。ただし、その対象者は、艇の実質上の最高責任者にあたるドライバー、スロットルマン、ナビゲーターのうち1名とする。

402 決定方法

1 Aコース総合優勝が1回以上ある者で、ポイントシステムによりトータルポイントの高得点者とする。

2 トータルポイントが同点の場合は、次の通りとする。

(1) 前年度の使用者に優先権が与えられる。

(2) 高ポイントの多い者

(3) 出場回数の多い者

(4) 早期に高ポイントを獲得した者

3 資格者が権利を放棄した場合は、その年のJA1の使用者はないものとする。

403 使用期間

使用期間は1年間とする。（4月1日から翌年3月31日まで）

404 使用条件

使用資格を第三者に譲渡することはできないものとする。なお、上記に違反した者については、使用資格を失うものとする。

405 ポイントシステム

国内競技規則に定めるシリーズポイントとする。